

～令和6年度常陸太田市団体旅行誘致促進助成事業～

貸切バスを利用した団体旅行を支援します

常陸太田市では、貸切バスを利用した団体旅行（募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行）を催行する旅行業者に対し、旅行費用の一部を助成します。

助成を受けるためには、要件があるほか、助成額が本事業の予算額に達した時点で受付を終了いたしますので予めご了承ください。

助成対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている旅行業者又は海外の旅行業者で日本国内外において適法に旅行業を営み、日本への送客を適切に行える旅行業者

申請受付期間

令和7年3月15日まで（旅行出発日の14日前までに申請してください。なお、助成額が予算額に達した場合、受付期間中でも受付を終了いたします。）

助成金額

団体旅行の宿泊の有無に応じ、要件に適合する旅行に対して次の金額を予算の範囲内において助成します。

○国内旅行

区分	助成金額
市内に宿泊する場合	100,000円
市内に宿泊しない場合	50,000円

○訪日旅行

区分	助成金額
市内に宿泊する場合	バス1台あたり：100,000円
市内に宿泊しない場合	バス1台あたり：50,000円

※ただし、申請は1本の団体旅行につき1回とし、同一年度内に申請できる回数は20回（20日程分）まで。

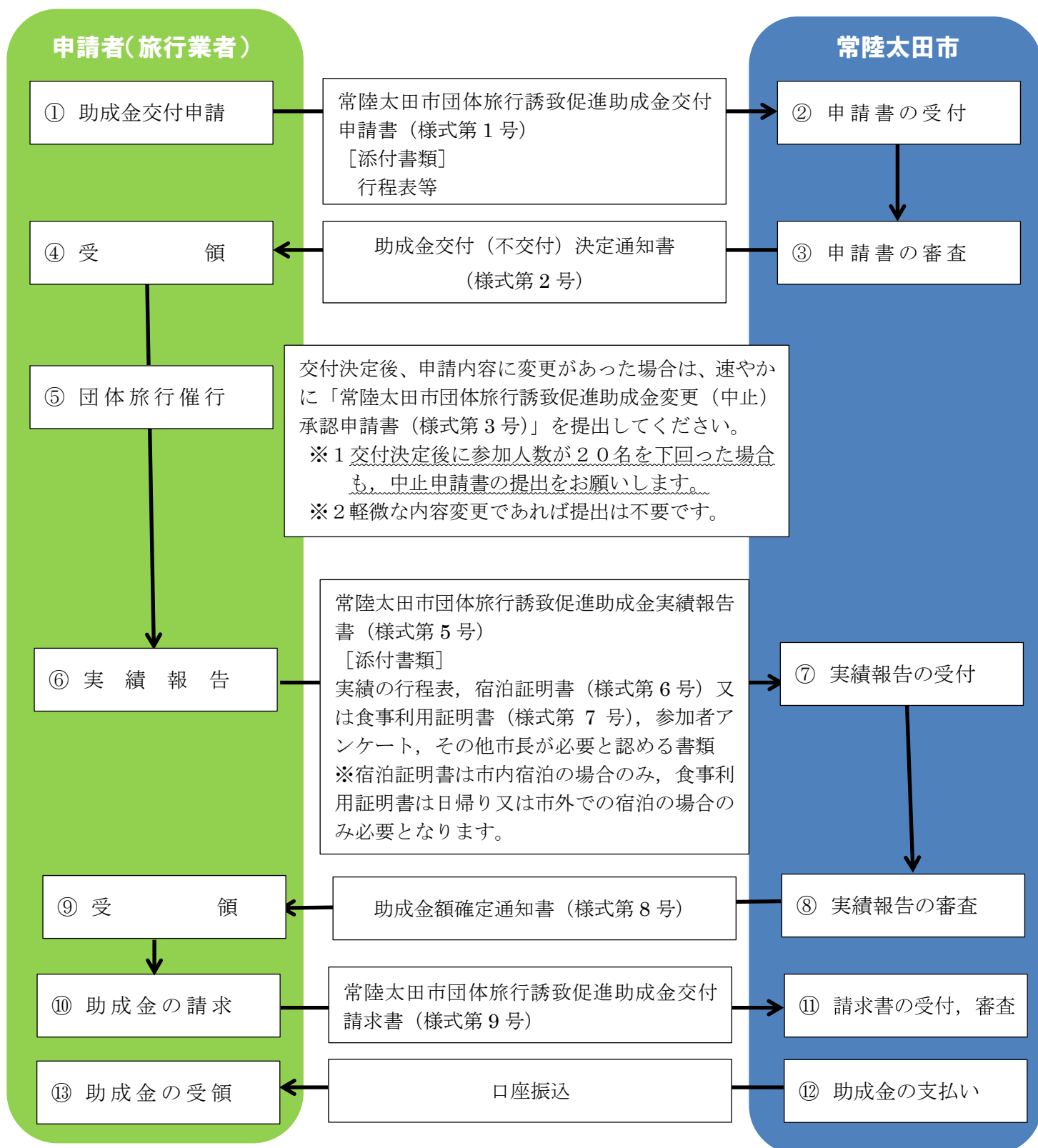
助成要件

催行する団体旅行が、次の各号に掲げる要件を全て満たす必要があります。

1. 団体旅行の1本あたりの送客(実績)が20名以上の貸切バスを利用した団体旅行であること。
訪日旅行の場合は、訪日外国人旅行客が20名以上参加すること。
※20名を下回った場合、交付決定後でも助成対象となりませんので、あらかじめご了承ください。
2. 団体旅行の出発地が、本市外であること。訪日旅行の場合は、国外を発着し、往路・復路のいずれかで茨城空港を利用すること。
3. 団体旅行中、市内の観光施設等や市主催のイベント等、1か所以上に立ち寄ること。
4. 市内に宿泊しない場合、市内飲食店で食事をすること。
5. 当該年度までに催行し、終了する団体旅行であること。
6. 団体旅行参加者全員に対し、市が定める当該団体旅行に関するアンケート調査に努めること。
7. 国、地方自治体、学校等が実施する会議、研修又は学校行事でないこと。
8. 団体旅行が特定の政治、宗教活動を目的とした旅行でないこと。
9. 他の自治体等から補助金、助成金等を交付されていないこと。
10. 旅行業者及び旅行参加者が暴力団及び暴力団員でないこと。

手続きの流れ

※郵送のほか、電子メールでの申請も可能です。



お問合せ先

常陸太田市商工観光部観光振興課 TEL : 0294-72-8071 FAX : 0294-72-4201
E-mail : shokan2@city.hitachiota.lg.jp